

## 重要事項説明書 指定短期入所生活介護（日野岐協苑）

介護保険指定 岐阜県指定 第2170105064号

当事業所は、契約者に対して指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「指定短期入所生活介護サービス」という。）を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人岐協福社会
- (2) 法人の所在地 岐阜市大洞3丁目3番1号
- (3) 電話番号 058-241-7676
- (4) 代表者氏名 理事長 林 直 康
- (5) 設立年月日 平成 3年 9月11日

### 2 ご利用施設

#### (1) 施設の種類

指定短期入所生活介護 平成21年10月 1日指定（岐阜県）

指定介護予防短期入所生活介護 平成21年10月 1日指定（岐阜県）

当事業所は、介護付有料老人ホーム日野岐協苑に併設されています。

#### (2) 事業の目的

指定短期入所生活介護サービスの適正な運営を確保するとともに、要介護状態等にある高齢者に対し、適切に施設サービスの提供することを目的とする。

(3) 施設の名称 介護付有料老人ホーム日野岐協苑

(4) 事業所の所在地 岐阜市日野北1丁目2番1号

(5) 電話番号 058-245-1212

(6) 管理者 福田 千尋

#### (7) 当事業の運営方針

介護状態等となった高齢者等が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、ご契約者の心身の機能の維持並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設年月日 平成21年10月 1日

#### (9) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

受付時間 月曜日から金曜日まで（土・日・祝日及び年末年始除く）

午前8時45分から午後5時30分まで

(10) 利用定員 20名

### 3 居室の概要

当施設では、次のとおり居室・設備を用意しています。

居 室	1 階	2 階
個 室	6 室	14 室
食 堂	—	1 室
機能訓練室	1 室 マイクロ波治療器、平行棒等	1 室
浴 室	1 室 一般浴室、機会浴室（車椅子浴）	—
医 務 室	1 室	—
静 養 室	—	1 室

上記の設備は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

居室の利用にあたっては、利用料として後記の6(2)に定める自己負担額を負担して頂きます。

契約者の居室は、契約者又はその家族等の希望と空き居室の状況等により事業者が決定します。また、契約者の心身の状況及び他の利用者等により居室を変更することがあります。

### 4 職員の配置 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

当施設では、契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として次の職種の職員を配置しています。

なお、介護職員・看護職員は、利用者に対して3対1の配置をしています。また、介護職員は、常時2名以上を配置しています。

施設長（管理者）	1 名	
生活相談員	1 名	（事務員と兼務）
介護支援専門員	1 名	（生活相談員と兼務）
介護職員	22 名	（内常勤18名・非常勤 4名）
看護職員	6 名	
機能訓練指導員	1 名	
管理栄養士	1 名	
医師	2 名	（非常勤）

※上記の職員は、介護付有料老人ホームの業務を兼務しています。

（令和 6 年 7 月 1 日現在の人数を記載しています。）

## 5 介護職員等の勤務時間

介護職員	早 番	7時15分～16時15分
	日 勤	8時15分～17時15分
	遅 番	10時00分～19時00分
	夜 勤	16時00分～10時00分
看護職員	早 番	7時30分～16時30分
	日 勤	8時30分～17時30分
	遅 番	9時45分～18時45分
その他職員		8時30分～17時30分

## 6 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して次のサービスを提供します。

- |                           |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合    |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (介護保険負担割合による)

#### ① サービスの概要

##### ア 食事(食費のうち「食材料費」と「調理費」は自己負担となります。)

当施設では、施設の立てる献立表により栄養並びに契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。

契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂って頂くことを原則としています。

食事時間 朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 18時00分

##### イ 入浴

週に2回入浴又は清拭を行います。身体の状態に応じて特殊浴槽を使用して入浴することができます。

##### ウ 排泄

排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### エ 機能訓練

機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその低下を防止するための訓練を実施します。

##### オ 健康管理

主に看護職員が、健康管理を行います。

##### カ その他自立への支援

筋力低下防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

(2) サービス利用単位（1日当たり）

別紙の単位表（別表1、2）によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食費に係る自己負担額の合計金額をお支払いください

介護保険の対象にならないサービス（喫茶代、散髪等）は全額契約者負担となります。

介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスの利用費用は、全額が契約者の負担となります。

① おやつ代 1日 70円

健康上の理由などで、提供できない方は事前に申し出てください。

② 喫茶利用 月・水・金 13:30~15:00（※祝日の場合は休み）

コーヒー・ジュース等 150円

他利用料とまとめて、月末に請求させていただきます。

③ その他日常生活に必要な物品等は契約者の負担となります。

（注）おむつ代は、介護保険給付の対象となっています。負担の必要はありません。

④ 特に定める行事・イベント食を実施する場合、参加費をお願いする事があります。

(4) 利用料金及び費用のお支払い方法

前記の(2)(3)の利用料金及び費用（利用の都度支払いされるもの除く）は、サービス利用終了後に、利用期間分の合計金額をお支払いください。

お支払い方法

① 指定口座へ振込みの場合 ※振込み手数料は、契約者負担になります。

岐阜信用金庫 芥見支店 普通預金 口座番号 第1193594番  
社会福祉法人 岐協福祉会 日野岐協苑 理事長 林直康

② 金融機関からの自動引き落としの場合

現在利用の銀行等をお届けいただきます。

手続きを希望される場合は「振替依頼書」をお渡ししますのでお申し出ください。

引き落としは翌月23日に行います。

## 7 入苑中の医療

契約者に病状が生じた場合、その他必要な場合は、家族及び主治医又は協力病院への連絡を行うものとしします。

## 8 利用の中止、変更、追加

利用予定期間前に、契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用の中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出なく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、別に定める所定の取消料（1,000円）を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。

## 9 緊急時等の対応

契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力病院へ連絡を行うものとしします。

## 10 苦情の受け付け

### (1) 苦情の受け付け担当者

介護付有料老人ホーム日野岐協苑（ショートステイ） 介護係長 波多野 孝司  
受け付け時間 毎週月曜日から金曜日まで 9時から17時まで

### (2) 下記においても苦情相談を受け付けております。

- ・ 岐阜県運営適性化委員会(社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会内)

岐阜市下奈良2丁目2番1号（岐阜県福祉・農業会館）058-278-5136

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係

岐阜市下奈良2丁目2番1号（岐阜県福祉・農業会館）058-275-9826

- ・ 岐阜市役所介護保険課

岐阜市司町40番地1

058-265-4141

※ 住所が、岐阜市以外の方は、それぞれお住まいの市町村にお尋ねください。

以上、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 介護付有料老人ホーム日野岐協苑

説明者 職氏名.....

1. 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。
2. 私は、指定短期入所生活介護サービスを受けるに必要な個人情報を、サービス担当者会議等に提供する等の使用に同意します。

ご利用者 住 所.....

氏 名 .....

代筆の場合 理 由.....

家族 及び 代筆者 (どちらかを○でお囲みください。)

住 所 .....

氏 名 .....

ご 関 係 .....

【お願い】

- ・ 広報誌、ホームページなどへの写真の掲載についての確認事項  
どちらかを○でお囲みください。

載せても良い ・ 載せないで欲しい